

第4回不育症対策に関するプロジェクトチーム 議事概要

1. 日時

令和2年11月30日（月）午後2時30分～午後2時45分

2. 場所

官邸3階南会議室

3. 出席者

坂井内閣官房副長官、藤井内閣官房副長官補（内政担当）、大沢内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）、大坪厚生労働省子ども家庭局審議官、岡田厚生労働省保険局医療課医療技術評価推進室長、藤原内閣府子ども・子育て本部審議官

4. 議事概要

○大坪厚生労働省子ども家庭局審議官から、以下のような発言があった。

- ・厚生労働省としては、保険適用外の検査も含めて実施する場合等に全体が自費負担となっているという現状を受けて、助成金の創設を行う。これは既存の保険外併用療養の仕組みの中で実施することを想定しており、申請が整った項目から順次助成を開始する。
- ・医学的に有効性・安全性が確立されたものについては、順次保険適用を目指す。
- ・カウンセリング・相談体制を受けられる機会が少ないという現状を受けて、不育症相談窓口の機能拡充を行う。カウンセリングやピアサポートの標準化を図るべく、令和3年中にマニュアル等の作成を行い、窓口機能の拡充に役立てたい。また相談件数の把握など、取組の成果も持続的に評価する。
- ・同時に里親、特別養子縁組等の案内もできる体制を構築したい。
- ・既作成の不育症相談窓口周知のポスター等もあるため、これも活用する。

○藤原内閣府子ども・子育て本部審議官から、以下のような発言があった。

- ・令和2年5月に少子化社会対策大綱を改定し、ライフステージに応じた総合的な少子化対策を大胆に進めることを打ち出した。
- ・子どもを持つことが叶わない理由として、2割強が「欲しいけれどもできないから」を挙げている。不妊・不育症への支援は、少子化対策としても非常に重要である。
- ・安心して治療に臨むことができる職場環境の醸成に向け、子育て応援コンソーシアムのような官民合同の枠組みを活用し、社会的な理解促進に取り組んでいく。

○質疑において、以下のようなやりとりがあった。

- ・坂井内閣官房副長官から、助成金の対象となる検査項目については、ある程度項目数がそろってから助成を開始するのか、との質問に対し、大坪厚生労働省子ども家庭局審議官から、保険適用外である検査項目は自己抗体等も含め複数種類あるが、保険適用を目指せる項目から順次対象としていく、その中で、例えば流産検体の染色体検査等、比較的コンセンサスが得られ保険外併用の申請が期待されるものから順次開始できるのではないかと、との回答があった。

○坂井内閣官房副長官より、閉会に際し、以下のような挨拶があった。

- ・不育症に悩む方を支援するため、プロジェクトチームを設置し、今後の対応策について検討してきた。以下3つの柱を方針として示す。

①不育症検査への経済的な支援

- ・研究段階にある不育症の検査のうち、保険外併用の仕組みで実施するものを対象に、来年春を目途に新たな助成金制度を創設する。
- ・その際、既に保険適用されている検査は、保険診療として実施することを助成金の要件とすることで、検査を受ける方の経済的な負担を軽減する。
- ・有効性、安全性等が確立された治療方法については、順次、保険適用を目指す。

②不育症相談体制の強化

- ・流産、死産を経験した方の7割以上が鬱や不安障害が疑われる状態になったことがあるとの調査結果もあり、心理的な支援が重要である。
- ・カウンセリングの保険適用を目指し、必要となる知識やスキルの標準化に取り組むとともに、カウンセラーの育成や体制整備を進める。
- ・里親、特別養子縁組等に関する制度の周知も推進する。

③正しい知識の周知・広報

- ・不育症が社会的に認知されていない、本人も不育症を知らないことで必要な支援にたどり着けないケースもある。
 - ・適切な治療やカウンセリングを受けることができるよう、国民や医療機関に対し、不育症についての正しい知識の周知、広報を行うとともに、広く社会的理解の推進を図る。
-
- ・不育症の方の子供を産み、育てたいという切実な望みを叶えるべく、関係府省においては、不育症支援の充実に取り組んでもらいたい。